

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月23日（平成29年（行個）諮問第86号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行個）答申第222号）

事件名：本人が特定の労災事故により負傷した件に関して特定労働基準監督署が障害等級を認定した内容が分かる調査書及び添付書類の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人が平成19年特定月頃に労災事故により負傷した件に関して、特定監督署が障害等級を認定した内容がわかる調査書及び添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年1月16日付け兵労個開第150号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 特定労働基準監督署担当の特定氏名とする特定都道府県に本社がある特定会社における特定市内を所在地とする特定会社での業における一切の資料（労災認定となった証拠）については、未だ未提出なものが有り、全てを開示せよ。
- (2) なお、特定氏名の医師が作成した診断書を開示しているが、申立人は申請していないものであるが、黒塗り部分も開示せよ。
- (3) また、同特定病院名の特定氏名が作成した文書についても不知であるが、症状固定日についての統一した解釈を示す部分を含む（後遺症申請様式書面）、とにかく全てを開示せよ。
- (4) なお同時期に特定監督署における事業もあるが、この件について労災は、未受理である（労災又は非労災の認定がない）

ここで判決に影響を及ぼす「支給・不支給」とする解釈もなく、未だにこの労災事件は継続しているものであり、釈明を含め、開示、回答さ

りたい。

- (5) 「意見書の提出について」は、申立人が知らないことであり、この件に関連する診断書については、申立人が提出したものではない。

同一事件（労災）の2人の医師による診断書作成について、症状診療期間についても不一致である。

- (6) また、「障害状態調査書」に示す存在も知らず治癒年月日についても、特定医師名からは聞かされていない。

- (7) 症状固定を作成する様式が何号であり、それに申立人名を書いている書面を提出されたい。

その他、特定病院名における北村精神課（原文ママ）における労災申請者についての判断解釈がない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成28年10月30日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人が平成19年特定月頃に労災事故により負傷した件に関して、特定監督署が障害等級を認定した内容がわかる調査書及び添付書類」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が平成29年1月16日付け兵労個開第150号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこの取消しを求めて、平成29年1月31日付け（同年2月15日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分の根拠条文を法14条2号及び3号イに改めた上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

#### 3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求人が平成19年特定月頃に労災事故により負傷した件に関して、特定監督署が障害等級を認定した内容がわかる調査書及び添付書類」である。

- (2) 不開示情報該当性について

##### ア 法14条2号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1, 2の②及び6の不開示部分は、特定事業場の印影又は労働者数であり、特定事業場等が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分の根拠条文を法14条2号及び3号イに改めた上で、不開示部分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月15日 審議
- ④ 平成30年1月18日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が平成19年特定月頃に労災事故により負傷した件に関して、特定監督署が障害等級を認定した内容がわかる調査書及び添付書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号8に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、法の適用条項を法14条2号及び3号イに改めた上で、原処分を維持すべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 法14条2号該当性について

通番2は、診療担当者の氏名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ

及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イ該当性について

ア 通番1について

当該部分は、一般に公にしていらない特定事業場の業務内容に関する内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番3及び通番4について

当該部分は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、「労災認定となった証拠」についても開示を求めているが、本件開示請求は、労災として認定された後の特定労働基準監督署での審査請求人の障害等級を認定した内容が分かる調査書等の開示を求めるものであり、こうした主張は、本件開示請求の文言から離れ、不服申立手続きにおいて開示請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び5号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号及び3号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条2号及び3号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 原処分において不開示を維持する部分	5 不開示情報 (法14条 該当号)	
				2号	3号 イ
1	年金・一時金支給 決定決議書	1	労働者数		○
2	障害補償給付支給 請求書	2	① 2頁治ゆ年月日欄印影，療養の 内容及び経過欄印影，障害の状態 の詳細欄印影，間接運動範囲欄印 影，診断担当者氏名及び印影	○	
		3	② 1頁不開示部分，2頁病院印影		○
3	障害状態調査書		—		
4	自己申立書		—		
5	既存障害について の証明書		—		
6	理由書	4	印影部分		○
7	平均賃金決定事務 の専決について		—		
8	通知書		—		